

平成三十年七月十三日提出
質問第四四九号

東京外かく環状道路に関する質問主意書

提出者
宮本徹

東京外かく環状道路に関する質問主意書

東京外かく環状道路（関越高速道路と東名高速道路間）の大深度地下トンネルの初期掘進工事の影響で、今年の五月中旬以降、シールドマシンによる掘削に使用する圧縮空気が、東京都世田谷区内の野川から噴出し続けた。また、六月二十八日には、同区内の工事ヤード内で地下水が流出する事象も発生した。

予定地の沿線住民からは、強い不安の声があがっている。

この事態をふまえ、以下質問する。

一 大深度地下トンネルの掘削工事により野川で噴出した気泡の成分は、酸素濃度が低いと聞いている。

国土交通省とNEXCOが気泡噴出を確認した日時を含む対応の具体的経過、酸素濃度の数値並びに住民と自治体に対し、この事象をいつ説明したのかを明らかにされたい。

二 また、国土交通省とNEXCOが、地下水の流出を確認した日時を含む対応の具体的経過、地下水の流出量並びに住民と自治体に対し、この事象をいつ説明したのかを明らかにされたい。

三 仮に、同様の工法（気泡シールド工法）を用いて、シールドマシンの本掘進を始めるならば、例えば個人宅等の民有地内の軒先・井戸跡・ボーリング孔跡等からも、酸素濃度の低い空気の噴出が相当長期に続

く可能性や地下水が流出する可能性は否定できないと考えるが、見解を明らかにされたい。

四 酸素濃度の低い空気がトンネル、地下室、半地下室等に溜まる場合は、酸欠事故の危険性がある。

同様の工法を用いてシールドマシンの本掘進が始まり、仮に低酸素の空気の漏出が続いた場合、いかなる危険性が存在するのか明らかにされたい。

五 五月の気泡発生、そして六月の地下水流出が生じるまで、住民に対するNEXCO等の説明によると、酸素濃度の低い空気が地表部に漏出し続ける可能性や地下にある水が地表部に流出する可能性について、説明が一切なかった。

しかし、国土交通省とNEXCOは、酸素濃度が低い空気や地下水等の地表部への漏出が発生することを、事前に把握していたのではないか。事実の経緯を含めて明らかにされたい。

さらに、国土交通省とNEXCOは、本来ならば、事業認可前に住民に対して、このような事象の発生の可能性を説明すべきである。

国土交通省とNEXCOは、なぜ、住民に対して、このような事象が生じうることを説明してこなかったのか、明らかにされたい。

六 酸素濃度が低い空気や地下水の地表部への漏出等、地表に影響を与える事象が連続的に発生した事態を受けて、国土交通省とNEXCOは、シールドマシン掘進工事を止める決断をすべきではないか、見解を伺う。

七 「大深度地下法」は、土地所有者の同意もなく、大深度地下を利用することが可能となっているが、この前提は、工事が地表部に対して影響を与えないということか。

憲法第二十九条で保障されている財産権と、土地所有者の同意もなく大深度地下を利用できるとすることとの関係を、国土交通省は如何に整理しているか、論点を詳細かつ具体的に明らかにされたい。

右質問する。